

池上惇氏の国家独占資本主義論の一検討(承前)

YAKA, Munehiko / 屋嘉, 宗彦

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

34

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

1980-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005310>

池上惇氏の国家独占資本主義論の一検討

— 承 前 —

屋 嘉 宗 彦

一 序

池上惇氏の国家独占資本主義論について、筆者は、前稿⁽¹⁾で、氏の著書『国家独占資本主義論』(有斐閣、一九六五年)を主な対象として検討を行なった。そこでの一応の結論は、氏の理論は、独占的資本蓄積の特質とその矛盾の把握という点で不十分さを残しており、そのために国家独占資本主義(以下文中では国独資と略記する)の本質がもっぱら戦争体制(戦時統制経済)にあるかのように想定され、平時経済における国独資の諸機能の体系的・法則的理解が困難であるという事であった。

しかし、氏の理論はその後の論稿でさらに展開され敷衍されている。本稿の課題は、この展開された氏の議論の含意をさぐり、問題点を明らかにすることである。池上氏の論稿は多数に上るが、以下では、氏の議論を最も体系的に示す論文「国家独占資本主義」(島恭彦、他編『新マルクス経済学講座3』有斐閣、一九七二年所収)を主な手がかりにして氏の議論を紹介し検討する。ただし、本稿では、氏の上記論文のV、VI節、で展開されている国独資の国際的展開および国独資の滅亡法則についての検討は行なわない。また、III節のうち、国独資の変革の主體的

条件にかかわる「国家独占資本主義の歴史的地位」についての検討も行なわない。これらについては別の機会に検討を行なう。

- (1) 拙稿「池上惇氏の国家独占資本主義論の一検討」(一橋論叢、八〇巻四号)
 (2) 以下、本論文からの引用は文中でカッコ内にページ数のみを記す。

二 池上氏の所説

1 国家独占資本主義の発展過程

前稿でみたように、池上氏は国独占資本主義の本来的な姿を戦時経済に見出されていた。論文「国家独占資本主義」では、氏は国独占資本主義の発展過程をふりかえって、これを三期に分け、「(1)第一次大戦中の戦時統制経済の時期、(2)一九二九年恐慌を頂点とする戦時統制経済の管理手段を不況対策に転用する時期、(3)一九三九年から……今日にいたるまで、直接的な戦時統制の体制と平時経済への戦時統制手段の転用の体制とが結合し、併用されている時期」(六三ページ)とされる。この三つの時期のうち第二の時期だけは直接的な戦時統制経済を欠いている。池上氏はこの時期の不況克服策の失敗の原因をこの点にもとめ、「戦時経済の管理技術の平時経済への応用ではなく、戦時統制経済の復活と、兵器の海外市場の開発こそが、景気の真の回復をもたらした」(同ページ)とされる。第三の時期においては二つの体制が結合し併用されている。

2 国独占資本主義の特徴

国独占資本主義は、「戦争と大恐慌という資本主義体制の危機」に対して、独占資本主義が「資本主義的生産関係という質を維持したままで」(六四ページ)対処しようとするところから生じたものである。すなわち、「独占的高利潤を獲得しつづけ、また、政治的にも動揺をくいとめ」(同上)ることがその目的である。そのためには「政治の力を経済的利益追及の手段に転化せざるを得ない……換言すれば、『経済の政治化』をおしすすめ」(六五ページ)ざるを得ない。この「経済の政治化」(この内容が、国独占資本主義の機能についての池上氏の所説となっている)は次のような

順序で展開する。

まず、①「国家による独占体への利潤保障機構を媒介として経済と政治が結びつき」（同ページ）、「財政と政府関係金融機関に対する独占体の『寄生化』（六六ページ）が生ずる。独占体への特別減免税措置や補助金支出、融資、産業基盤整備、物資や兵器の発注などを通じての利潤保障がその内容をなす。次に、②右のような国家による利潤保障は、独占体の内部に蓄積資金を累積させ「独占体の技術導入と設備投資を促進し、集積・集中をすすめる、重化学工業化と産業諸部門間の不均等発展を……促進」（六七ページ）する。その際、政府は、産業開発のための費用、とくに技術革新のための「研究開発費」と「地域開発費」を支出してこれをたすける。とりわけ軍事的と結びついた技術革新が重視される。こうして、軍事生産部門を中心とした産業構造の急激な変化が生ずる。③産業構造の変化は労働力の編成における「高い流動性」を要求する。そこで、「労働力の流動化をおしすすめる国独自の労働力管理体制が確立されてくる」（六七ページ）。この労働力管理の手段として重要なのはインフレーション政策と行財政合理化である。

以上のような形で「経済の政治化」が進展することが「国家独占資本主義の現代の特徴」であるが、これら①、②、③の特徴のうち①独占体の国家への寄生化、②設備投資と開発投資の促進による産業諸部門間の不均等発展の激化、は財政、金融の体制を危機におとし入れる必然性をもっている。したがって「国家独占資本主義は結局は第三の要因、すなわち、労働力管理体制の強化によってのみ危機に対応することができる」（六八ページ）。国独自の利潤保障の体系は「国家の行財政の危機を媒介として、国家の行財政機構の合理化とインフレーションを媒介とする独占の高利潤の確保と労働力管理体制に発展せざるをえな」（七三ページ）いのであり、「労働力管理問題はある意味では国家独占資本主義の根幹をなす」（八五ページ）ものとされる。そこで、この③の要因について、以下にすこしくわしく紹介しておこう。

①独占体の国家への寄生化、は財政を膨張させる。さらに、②「寄生化」がひき起す産業部門間の不均等発展、も都市問題、過疎・過密問題、失業等を発生させ財政需要を増大させる。これらに対応して税収を増やすには、インフレーションによる名目所得のつり上げで増収をはかるしかない。こうして財政危機への対応としてインフレーション

イン政策がとられる。インフレーションは二面的な効果をもつ。一方では、もしインフレーションがマイルドなものであれば、それは投資活動を促進し独占利潤を保障するものとなる。他方、インフレーションは実質賃金や所得の切り下げ、貯蓄の目減りなどによって、労働者の貧困化と将来の生活の不安定をもたらす。そのため、労働力は有利な職場をもとめて流動的に移動するようになり、職場をもとめる生存競争が激化する。「企業や国家は労働力の採用管理を通して容易に労働力を管理しうる」(六八ページ)ことになる。こうして、財政危機を克服するためインフレーション政策が、ふたたび利潤保障を可能にし、同時に「労働力管理の手段に転換」(七一ページ)する。池上氏は、この点に「ケインズが提唱したフィスカル・ポリシーの重要な内容の一つ」(七〇ページ)があるとされる。

労働力管理に関して、インフレーションと並んで重要なのは行財政合理化である。財政危機は一方ではインフレーションによる対応をひき起すが、同時に他方では行財政の合理化をも要請する。行財政合理化は、国家の行財政への私企業原則の導入という形で推進される。これは、国家支出を単なる支出としてではなく、「投資」としてとらえようとするもので、これが産業政策に適用されると、「採算性のある、資金の回収可能な部門や経営にたいして財政投融資などの形で集中的に資金を投入し、採算のとれそうもない部門や経営にたいしては『転換資金』などを支出するか貸し付けるかして『スクラップ化』を促進する」(七一ページ)という「構造政策」となって現れてくる。構造政策は産業再編成をひき起し、この産業再編成は新しい労働力の供給源泉をつくりだす。

行財政の合理化は、財政支出における「経費の節約」を媒介として、私的独占にも合理化を要請する。この独占企業の合理化は研究開発体制の充実を必要とする。私的独占は研究開発費の負担を政府に要求し、ここに、軍事技術を中心とした研究開発体制として、産・軍・学の結合体が形成されてくる。このような産業構造の変化と、技術の発展はこれに照応する人的能力の開発を必要とし、教育による労働力管理が要求される。こうして、労働力管理体制の重要な柱として国独資的な教育政策が発展するが、これは教育機関の種別化を通じて「労働者の生存競争の激化をより一層大規模に組織し、それによって労働力の管理をより有効に推進」(七三ページ)しようとするものである。

インフレーションおよび行財政合理化を通しての国家の私的独占体への利潤保障を根底において支えるものは労働力管理体制にはかならない。

3 国独資の本質

池上氏は、独占資本主義一般と区別される国独資の特質として、「国家の行財政機構と独占体の経営機構の癒着」(七三ページ)を指摘される。これは政府と財界の人的結合、人的交流から一步すすんで、「国家の機構と独占体の機構そのものが直接に融合しあう」(同上)というものである。池上氏はこの「国家と癒着した独占」(七四ページ)を「国家的独占」という概念で把握され、「萌芽形態にある国家的独占が戦争と大恐慌という一般的环境のもとで不断に成長・発展し、独占資本主義の主要な側面となるにいたった場合にこれを国家独占資本主義と定義することもできよう」(同上)とされている。したがって国独資の本質を考えると、国家的独占の本質とその成長の動因を考えると重なってくる。

国家的独占は、「危機に直面し、破産に瀕した独占体の『対応』(七六ページ)で、国家の行財政組織との癒着を通じて独占的高利潤を引きだそうとするものである。この癒着は、「独占体の営業の自由権を一つの排他的な特権として国家が『合法化』する」(同上)というかたちで形成される。したがって、国家が独占体の営業の自由権を合法化する範囲が拡大すれば、それに応じて多様な形態で国家的独占が発展する。たとえば、営業認可の国家的独占、生産手段に対する所有権の国家的独占、特定商品販売の権利の国家的独占、賃金決定の権利の国家的独占、営業活動の統合と協定の権利の国家的独占(強制カルテル)等々があげられる。また、金準備の国家的独占と紙券発行の権利の国家的独占はインフレーション政策を可能とし、これは物価統制政策と相俟って国家的独占価格を生ぜしめる。さらに、租税一般も、独占体の営業の自由を確立するために市民の営業の自由を制限するものであり、その意味では独占体の排他的な営業の自由の法的確認すなわち国家的独占であるとされる。

全般的危機の下での経済危機は、独占体の破産救済の措置としての国家的独占を膨張させる。また、政治的危機は行財政機構の拡大・強化をもたらし、国家的独占の急激な成長の前提を準備する。こうして、全般的危機の進行

とともに国家的独占が成長し、「あらゆる経済活動のなかに浸透してくる」(七七ページ)。

4 国家的独占の連鎖と総体

国家的独占は一定の関連のもとにおかれ、総体として、国独資の三つの機能を遂行する手段の体系を形成する。

まず、連鎖の第一の環は国家的独占の形成そのものである。池上氏はこれを、国家的独占の中心とも言うべき国家所有を軸に展開されている。国家所有は、生産手段の国家的独占と、金準備の国家的独占を基礎にした貨幣的手段の国家的独占、の二つの主要形態から構成される。これらの国家的独占は、租税を通じての兵器・物品調達のような、「特定の商品購入の特殊な便宜の国家的独占」(八四ページ)をその「付属物」として合体することにより、全体として商品取引の権利や貨幣価値操作の権利の国家的独占を形成する。この国家的独占は独占利潤保障の手段となる。

次に、連鎖の第二の環は、これらの国家的独占は国家に管理される私的独占にほかならず、それ自身「一箇の私的独占体として、独占グループ間の競争の手段となり、金融寡頭制支配の内部闘争の重要な環を形成」(八三ページ)することである。したがって、たとえば国有企業などの場合でも、それと結びついた私的独占体にとっては、それは競争の手段(武器)として利益をもたらすものであるが、国有企業と競争しなければならないアウト・サイダーにとっては営業の自由の侵害・脅威を意味するものとなる。

国有企業にかぎらず、独占体の営業の自由の法認としてのあらゆる国家的独占は金融寡頭制内部の競争手段となるのであり、したがって独占的競争の激化をもたらし、動揺を激化させる。

連鎖の第三の環は、右の、独占的競争の激化から導かれる。すなわち、独占的競争のしわ寄せは、「企業内外における労働力管理体制の強化による剰余価値生産の条件の整備にゆだねられなければならない」(八四ページ)ず、その意味で「国家独占資本主義時代の独占的高利潤と体制の維持の究極の問題は……労働力管理問題、すなわち労働条件決定の権利の国家的独占と、労働者の生活管理の権利の国家的独占の問題に帰着する」(同ページ)。この労働力管理の手段の一つとしてインフレーション政策とその前提としての管理通貨制がある(同ページ)。管理通貨制と

インフレーションは、実質賃金の操作だけでなく、労働者の所得・財産を支配することを可能にし、労働者の生活を管理し、強制的に消費支出を行なわせ、貯蓄の自由を喪失せしめることによって、労働力管理体制の一翼をなうものとなる。また、国家的独占が競争の手段となることからくる競争の激化そのものが、「合理化」を通じて労働者の技能のスクラップ化、失業を生じさせ、労働者相互の競争をつよめるというかたちで労働力管理強化の手段となる。金融寡頭制は、私的独占と国家的独占の独占的競争を組織することによって、労働力管理を強化する。こうして、国家的独占による「生存競争の組織化」、労働力管理体制強化が行なわれる。

三 池上氏の所説の検討

1 戦時経済から国家的独占の体系への展開のもつ意味

前節の紹介で明らかなように、池上氏は「国家的独占」の概念を基軸にして国独資を把握されている。この、「国家的独占」の連鎖と総体として把握された国独資体制と、氏が国独資の本来の姿とされている戦争経済体制とはどのような関係にあるのだろうか。池上氏自身はこの問題に明示的に言及されていない。この点の検討からはじめよう。

筆者は前稿で、この点に関して、「国独資をもつばら戦争体制として把握しようとした一面性の氏自身による克服⁽¹⁾」の試みにほかならないと指摘した。すなわち、氏は、「帝国主義は……戦争経済においてのみ独占的高利潤を確保できる段階に到達している」⁽²⁾との認識から、国独資を軍事経済として把握するのであるが、その結果、軍事とそれほど、あるいはまったく関連をもたない国家の種々の独占擁護政策を、国独資体制の本来の構成部分として位置付けることが困難となる。⁽³⁾経済成長・安定政策等は「戦時経済の管理手段の逆用」という位置付けを与えられる。しかし、これらの「逆用」は戦争経済そのものを構成するものではなく、ただ戦争経済の管理技術の平時への応用にすぎないのであり、内容的には軍事経済と競合し、ただ軍事経済のもたらずひずみを是正するものとして位置付けられているにすぎない。したがって、これを国独資Ⅱ戦争経済という枠組みの中にその本来の構成部分として包摂することはやはり困難である。そこで氏は戦争経済自体の意義付けにおける力点を、その内容上の特徴（戦争体

制・戦争経済)によるものから形式上の特徴(統制経済)によるものへと移行される。すなわち、軍事支出、軍需生産を中心とする戦時経済ではなく、戦時統制経済というように統制に力点が移行するのである。統制経済は戦時に特徴的にあらわれるとはいっても、軍事経済という内容を離れると、直接的統制が主か間接的統制が主かということ以外、平時における国家の経済への介入と形式的には同じである。

前著『国家独占資本主義論』⁽⁴⁾では、「国独資体制におけるもっとも本質的で基本的な要素は、経済的には、高水準の軍事支出を支える国防支出である」とされていたのが、同氏著『日本の国家独占資本主義』では、「国家独占資本主義は、全般的危機の諸条件の下で、資本家階級の階級防衛運動としての『国民経済合理化』と『軍事化』のイデオロギーによって、国家独占が独占の主要な形態に転化しつつある独占資本主義である」というように、軍事化は、国民経済合理化という必ずしも戦時にのみ特有とはいえない要因と並置され、国家的独占の拡大を促進するイデオロギーとして位置付けられる。さらに、本稿前節で紹介した論文では、「経済の政治化」によって、独占体が相互に競争し、それによって国家機構が肥大化し、独占体の経営組織と国家の行財政組織が癒着し、この癒着した組織によって産業部門間の不均等発展が促進され、これに照応する住民管理の体制が発展するとき、ここに国家独占資本主義の発生をみる」(六五ページ)とされ、国防支出のような具体的な財政支出の増大をもって国独資のメルクマールとすることは避けられている。

こうして、軍事経済そのものではなく、広い意味での統制経済(直接的・間接的統制)をもって国独資の特徴と規定することで、平時における国家の種々の経済への介入も、たとえそれらが戦時統制経済のたんなる逆用であっても、国独資の定義自体が拡張変化したことにより、国独資体制に無理なく包摂することが可能となる。池上氏のいわれる、国家的独占の連鎖の総体としての国独資は、統制経済としての国独資と等置しうる。これを池上氏自身の議論に即して確認しておこう。

まず池上氏自身が、「私的独占体の営業活動の個々の側面が、統制という形の国家独占の形態へと移行する」⁽⁶⁾、というように一般的に国家独占と統制を等置している。次に、個々の国家的独占について池上氏がこれを統制と同じ意味で用いている例をみると、たとえば、「賃金や労働条件などの統制は、営業活動の一部分としての賃金決

定の権利の国家的独占」(七六ページ)である、という場合は直接に等置されているし、また、「強制カルテルは、営業活動の統合と協定の権利の国家的独占」である、という時も事実上統制を意味するものと考えられる。さらに、国家的独占の総体について、池上氏はその連鎖の三つの構成部分である「国家的独占体を中心とした商品・貨幣取引の権利の国家的独占、独占的協定の法認、労働者の労働条件と生活条件決定の権利の国家的独占」をそれぞれレーニンが戦時国独資Ⅱ戦時統制経済の特徴とした「生産と消費の調整、強制カルテル、全般的労働義務制」の三つに対応させている。ここからも、国家的独占の体系が統制経済の体系にほかならないことがうかがえる。

しかし、池上氏は、国独資を統制経済の体系としてではなく、国家的独占の体系として把握されている。これはなぜであろうか。

国家的独占を池上氏は次のように規定されていた。すなわち、それは国家と癒着した私的独占もしくは国家に管理される私的独占であり、国家が独占体の営業の自由権を他の資本一般の営業の自由の制限を通じて排他的なものとして確立するものである。つまり、形式としては私的資本一般に対する規制という形をとりながら実際は独占体の利益を擁護するのである。これは、独占体のために国家が経済に介入すること、あるいは経済を統制することと言いつてもよいと思われる。しかし、池上氏は「国家独占資本主義体制の特徴づけを、『国家の経済への介入という一般的次元に求めたり、国家と独占との結合だけに求めたりすることは、何ら国家独占資本主義体制を特徴づけることにはならない』⁽⁸⁾、「国家の経済への介入は、資本主義の成立以来一貫して存在しつづけてきた⁽⁹⁾」として、「国家独占資本主義体制をもたらずにはおかぬような『国家の経済への介入』の特徴」を問題とする。そして、『国家独占資本主義論』では、「帝国主義の生み出した諸矛盾の資本主義的解決形態の集大成⁽¹⁰⁾」としての帝国主義戦争および対社会主義干渉戦争の体制における国家の経済への介入に国独資特有の介入を求められ、その経済的指標として「戦争体制発展の経済的指標である国防支出の増大」がとられたのである。すなわち、国独資的介入は内容的に特定されていた。国独資の定義における強調点が、戦争経済という、介入の内容的特質にもとづくものから、経済統制の一般化あるいは国家的独占の一般化という形態上の特徴にもとづくものに移行しても、その国家的独占自体、国家と独占体の癒着一般、結合一般であってはならない。池上氏は、『政府と財界の人的結合、人的交流』

から一步すすんで、国家の機構と独占体の機構そのものが直接に融合しあう」(七三ページ)の国独資の主要な形式であるとして、国家的独占を国家と独占体の癒着一般から区別されるのである。

つまり、国家と独占体の関係が、人的結合から組織自体の結合へと発展することが国独資を形態的に特徴づけるのであり、国家的独占の連鎖の総体としての国独資はその意味で統制経済一般・介入一般と区別されているのである。

池上氏が、統制経済ではなく国家的独占の連鎖という形で国独資を把握されるのは以上のような問題意識によるものである。しかし、国家と独占体が機構的に結合してゆくということの内容は必ずしも明確ではない。

具体例としてあげられているのは次のような場合である。「国家的独占が、独占体としての本性をもち、その販売価格に独占価格の性格を反映させるとするならば、その独占価格は、『国家権力によって保障された独占価格としての性格をもち、徴税権と独占利潤実現の権利が合体し、徴税権は、独占体の営業の自由権の一部分に編入され』、「資本主義的国家機構の独占体の経営機構による代位」が生ずる、という場合がそれである。公営企業の商品やサービスの価格や料金を想起すればよいのであるが、これをもって行財政の機構と私的独占体の経営機構の癒着・結合といえるかはそれ自体問題を含むし(半官半民の場合とはかく、完全な公営の場合は私的独占体の経営組織といかなる意味で機構的に癒着しているといえるのか)まして氏が想定される多様な国家的独占の全体について「国家機構の独占体の経営機構による代位」や機構的癒着をみることは困難である。

以上の点から、池上氏の国家的独占の体系としての国独資は、統制経済あるいはもっと広く全般的危機の時期における国家の経済への介入の体系としてとらえなおしてもさしつかえないと思われる。

こうして、池上氏の国独資論は前著において戦争体制・軍事経済を最重点とする体系であったものが、本論文では、戦時、平時を問わず進展する国家による独占体への利潤保障体制の整備を、国家的独占の連鎖すなわち統制経済の体系として把握するものへと変化しているといえよう。

2 国独資の機能

次に、国家的独占の連鎖的体系として構成された池上氏の国独資体系の内容そのもの、すなわち、国独資の機能について検討してみよう。

(a) 右でみたように、池上氏の国独資の体系はいまや一面では、国家的独占の一般化として、他面では国家的独占を通して実現される諸機能の総体として、形態と機能の二側面から把握されうる。前節2の「国独資の特徴」の項はいわば国独資を機能の面から特徴づけた議論であり、3の「国家的独占の本質」は、形態の面から特徴づけたものである。そして、4の「国家的独占の連鎖と総体」は形態と機能のからみ合いとして国独資の体系を論じたものである。ここでは、前節2および4を中心に検討する。

国独資の機能について簡単にふりかえってみると、それは三つの環から成り立っていた。第一は、特別免税措置、補助金支出、融資、産業基盤整備投資、物資・兵器の発注等を通して、独占体に独占的高利潤を得させるという機能である。形式としては、国家が独占体の営業の自由を排他的に法認するという形をとるものとされる。池上氏自身の要約では、「全般的危機におかれた独占資本主義が経済の政治化を通じて独占体の活動を合法化し、とくに生産手段と金準備の国家的独占を通じて租税を私物化する体制をつくりあげ」(九二ページ)とされている。第二に、国家への寄生による独占利潤の獲得の保障という右の第一の機能は独占体の技術導入と設備投資を促進し、重化学工業化と産業諸部門の不均等発展をもたらすが、その際、国家は技術革新のための費用を積極的に負担してこれを推進する。これはとくに軍事部門の不均等拡大を促進する。この不均等発展は、国家的独占が独占グループ間の競争の手段として利用され、結局は「もっとも強力な独占体の利益に合致」(八三ページ)するように機能させられることによるものである。第三に、不均等発展による産業構造の急激な変化は、労働力編成における高い流動性を要求するが、これに対応して国家は労働力流動化をおしすすめる。その手段として、インフレーションと公共投資を通じて労働者を生存競争にかりたてる、「労働者の労働条件と生活条件決定の権利の国家的独占」(八五ページ)が存在する。

以上のようなかたちでの国独資の機能の把握は、明らかに、戦時経済として国独資の機能を把握すること同一ではない。前節で紹介した論文そのものの中でも、1の「国独資の発展過程」では、戦時統制経済を国独資の支柱

とされているが、それと右のような機能の把握がどのように整合するのか明瞭ではない。池上氏の本来の議論からすれば、独占利潤保障をはじめとする右の三つの国独資の機能は、平時経済においては十分に機能しえず、戦争経済のもとではじめてその力を完全に発揮する、というような指摘がこれらの機能のそれぞれに即してなされなければならないはずである。なぜなら、池上氏の国独資論は、先に指摘したように「資本主義的生産関係から不可避的に生み出される諸矛盾の総体をとらえ、この矛盾の総体に対して、どのような性格の国家権力が、どのような干渉を経済過程に対して行なうか」という視角から出発し、独占段階についてはその諸矛盾の総体（三大ないし四大主要矛盾）が帝国主義戦争、対社会主義干渉戦争として解決されざるを得ないという基本認識に立って、これに対応する国家の経済過程への介入すなわち戦争経済を国独資体制として把握するというものであった。そして、帝国主義段階は「戦争経済においてのみ独占の高位利潤を確保できる段階」であるとされていたからである。ところが、ここではそのような指摘はなされておらず、直接的な戦争経済の機能は、平時経済における国独資の機能と並置され、ただ形態上で戦時統制経済の管理技術の平時への応用、国家的独占の一般化（統制経済の一般化）という優位性を与えられているにすぎない。

国独資の定義に、国家的独占の一般化という形態的な側面からの規定が加えられたことは、本来、ただちに国独資の機能における変化を意味するものではない。国家的独占の成長は、戦争経済を実現する手段の拡大を意味するだけのはずである。ところが、右にみたように国家的独占を軸にして展開された池上氏の議論では、国独資の機能における戦争経済の優位性の主張は後退し相対化されているように見受けられる。帝国主義段階の諸矛盾の資本主義的解決形態を戦争に求め、第二次大戦後も基本的にはそれが貫徹するとされる氏の認識に変更が表明されていない以上、国家的独占という形態上の共通性を媒介にして戦争経済と平時国独資の機能を並置されることは論理的には妥当性を欠く。戦争経済を中心にして平時経済をも含む国独資の体系を考えるという点では、前著の方がむしろ一貫性をもっている。ここでは軍事経済は、①生産過程に対しては軍事技術開発を挺子とする合理化と搾取強化をもたらし、②流通過程の面からは軍需品調達を通じての独占利潤獲得を可能にするという機能をもつ。平時経済は軍事経済によって圧迫される社会資本投資、教育、社会保障などの面でのひずみを解消する役割を果たすことで軍事

経済を補完するものとされていた。国家的独占の発展はこうした体系に変化をもたらすものではない。それはただこれらの軍事経済を中心とする国独資の機能を実現する手段の拡大を意味するにすぎない。池上氏が国独資の形態的側面からの定義を重視されているとすれば、それは氏の国独資Ⅱ戦争経済という本来の議論と現実の国独資（とくに第二次大戦後の、それもアメリカ以外の先進資本主義国の現実）との差異を、現実に即して理論を發展させることで解消されようとする試みの表われと言えよう。

(b)そこで次に池上氏の提示される国独資の機能体系に沿ってその連鎖の個々の環についての問題を見てみよう。まず、第一の環は独占体の国家への寄生化、国家的独占の独占利潤保障機能であるが、これについてはその発生の必然性が問題となる。

池上氏は二つの点からこれを説明される。一つは、「独占価格の設定が、社会的な諸階層間の利害対立を激化させるが故にこそ、例えば、営業認可権や料金決定権の国家独占という形で独占体の利潤保障と経営活動の円滑化は(15)はかられる」、というものであり、換言すれば「独占体と他の社会層との矛盾を（国家との結合による―筆者）企業内の組織性の強化と他の社会層の負担と犠牲において克服しようとする」(16)ために、国家と独占体の組織的結合が生ずるということである。もう一つは、「独占の形成とその国際的規模での競争が、大会社の倒産を単なる一企業の私事とすることなく、逆に、国家的規模での『資本主義的支配秩序の危機』(17)たらしめ、この危機に国家権力が対処する仕方は、破局に直面した大会社の『営業の自由権』を排他的に法認して、住民の営業権を制約する過程としてあらわれる」(18)というものである。

以上の二点の国家的独占の形成の必然性（統制経済、国家の経済への介入の必然性）は、いずれもただちに背しがたい。第一の根拠のように、資本の行動が社会諸階層の利害の対立をもたらすために、国家の介入が必然化されるという一般的理由であれば、それは資本の活動一般につねに随伴するものであり、とくに独占価格の設定のみに伴うものではない。また、かりに独占価格設定による利害対立が著しいものであり、国家の介入を必要とする(19)とすれば、それは独占段階全般にあてはまることになり、独占段階の中でとくに特定の時期以降に介入が著しくなるという事実と合致しない。独占価格の設定を起点として、国家の介入を要請せざるを得ないような社会階層間の

矛盾の激化に至るまでには多くの理論的中間項を必要とする。池上氏は歴史的過程としては、「国家的独占が戦争と大恐慌という一般的环境のもとで不断に成長」するとされているにも拘らず、ここでは、余りにも一般的な論拠を示されるのみである。

第二の、独占体の破産の社会的影響が大きいため、国家による破産救済の措置として国家的独占が発生するという論拠にしても、独占体の破産がどのようにして生ずるのか、また、なぜそれが一般化するのか全く不明確である。独占体は、その独占的支配力のため、恐慌・不況の過程に強い抵抗力を有し、簡単に倒産しないだけでなく、過剰資本を可能なかぎり温存したままでこれをのりきろうとする。したがって、大企業の倒産を国家の経済過程全般への大規模な介入の論拠とすることはただちにはできない。また、国独占は、個々の破産企業の救済策にとどまるものではない。ここでは、独占体の生み出す経済的諸矛盾とその発現を全体として把握することが必要なのではないだろうか。

以上のようにみえてくると、池上氏は国家的独占の発生 of 必然性、いいかえれば国独占の発生 of 必然性を、一方では帝国主義段階の諸矛盾の集中的発現である帝国主義戦争に対応するものとして説かれているにも拘らず、他方ではここに見られるように、具体的・歴史的な体制的危機との関わりぬきで、或は独占資本のかかえる経済的諸矛盾の理論的把握ぬきで説かれようとする。氏は、この後者の立場を次のように説明されている。すなわち氏は、『国家独占資本主義論』以降、二つの方向で議論を展開された。「一つは、世界経済と日本経済の現実を主として財政面から分析してみても、危機と国独占の関連を総体として把握しようとする試み」であり、もう一つが右でみた後者の立場、「国家的独占の概念の発生史を財政専売との関連で⁽¹⁸⁾つかみなおし、大会社や、国家財政の危機に反映される全般的危機と国独占との関連をつかもうとする努力であった」とされている。とすれば、この二つは本来、全般的危機と国独占の関連という一つの問題をめぐる二つのアプローチであり、比喩的に言えばマクロからの接近とミクロからの接近といえよう。にも拘らず、池上氏の場合この二つのアプローチは方法的に整合的なものとなっていない。一方は、「国家独占資本主義は、戦争と大恐慌という資本主義体制の危機に対して、資本主義の質を維持したままで対処しようとするばあいには、国家の経済過程への介入が拡大するところから生まれ出た」(六四ページ)

として、戦争や大恐慌のような、独占体の生み出す諸矛盾の具体的発現形態とのかかわりで（本来の池上氏の議論では戦争とのかかわりを中心として）国独資の成立を説くものであり、他方は、「不況、好況いずれの場合でも、大会社の競争関係のなかに国独資の必然性をみてゆ」⁽¹⁹⁾こうとするものである。この後者の立場は、「経済的危機の本質を慢性不況にみて、不況克服策のなかに国独資の必然性をみる考え方」⁽²⁰⁾と対置されている。

独占資本主義の危機を戦争や恐慌などの具体的形態に即してとらえるということと、大会社の競争関係という一般的基盤においてとらえるということは、それらが正しく関連させられるならば方法の差異と呼ぶべきものではなく、議論の次元の差にすぎないものである。しかし、池上氏の場合はこれらが並置されているのみである。

こうした論理的不統一が生ずる原因は、池上氏が、独占段階の諸矛盾の総体を問題とされながら、これをただちに帝国主義戦争という具体的発現形態で把握し、その根底にある独占的資本蓄積の矛盾にまで下向して把握されなかったことにある。独占段階でもなお資本蓄積に伴う矛盾の主要な発現形態の一つである恐慌についても池上氏はこれを国家の介入を要請する独立の契機とみず、すでに確立されている軍事経済の管理手段が応用されるものと想定されている。しかし、その後の氏の議論の展開は、直接的な軍事経済のみならず、恐慌・不況対策を含めて、平時における国家の種々の独占擁護政策を国家的独占の一般化として把握しようとする意図をもつものであった。その際、これを慢性不況のような資本蓄積における矛盾の発現への国家の対応として説くことは氏の帝国主義段階の諸矛盾把握と相反する。すなわち、氏は帝国主義段階の矛盾を上部構造とのかかわりで（三大矛盾ないし四大矛盾として）把握されており、資本主義再生産過程については、その矛盾は自動的に解消され国家の介入を必要としないうものと考えられているのである。したがって、平時における国家の介入は、独占資本の経済的困難からではなく、社会諸階層間の矛盾の激化なり、独占体の破産の資本主義社会秩序に与える影響の大きさなりといった次元での矛盾から説かれることとなる。しかも、これらが理論的中間項なしに、独占価格↓社会諸階層間の利害対立の激化、また独占体間の競争↓破産救済措置の必要、とされどどちらも国家の介入を必然化するというきわめて抽象的一般的な国独資の必然性論が、帝国主義戦争↓戦争経済としての国独資、というきわめて具体的・特殊な国独資の必然性論と並置される。どちらも独占段階における諸矛盾を資本蓄積過程まで下向して把握されなかったことの帰

結にほかならない。

次に、池上氏が、国独資の機能連鎖の第二の環とされる、「独占体の競争手段」としての国家的独占の機能と産業諸部門の不均等発展についてみてみよう。

国家的独占は、「危機に直面し、破産に瀕した独占体の『対応』の一形態」(七六ページ)であり、破産救済の措置にほかならない。しかし、ひとたび成立した国家的独占は「それ自身が一箇の私的独占体として、独占グループ間の競争の手段となり、金融寡頭支配の内部闘争の重要な環を形成」(八三ページ)するものとされる。あるいはまた、金融寡頭制の場合、「とくに私的独占と国家独占の競争の形をとった独占体相互の競争が普遍的に存在」(七七―七八ページ)するものとされる。

独占利潤保障の手段である国家的独占が独占的競争の手段として機能すると、金融寡頭制内部では「競争手段の発展による動揺の激化」が生じ、ふたたび、独占利潤獲得の困難と「破産に瀕した独占体」の発生をみることになる。つまり、一種の悪循環が生じるのである。

この悪循環をもたらしたのは、国家的独占の競争手段機能だが、しかしこの悪循環から抜け出していく手段を提供するのも国家的独占の競争手段機能である。つまり、国家的独占を軸とする独占的競争の激化は合理化を促進し、失業や労働技能のスクラップ化を発生させることを通じて労働者の生存競争の激化をもたらし、労働力管理を容易にする。労働力管理は、剰余価値生産の条件を整備し、独占体が高利潤を獲得することを可能にする。

以上の点から、「国家独占資本主義時代の独占的高利潤と体制の維持の究極の問題は、……労働力管理問題」(八四ページ)に帰着する、ということになる。

右のような、国家的独占の、競争の手段と労働力管理の手段という二面的機能を産業の問題に即して具体的に考えると、産業部門間の不均等発展の問題となる。すなわち、国家的独占は独占体に利潤を保障するのであるが、この保障は独占体間の競争によって各産業に不均等に配分される。独占的競争の圧力と不均等な利潤保障は「独占体の技術導入と設備投資を促進し、集積・集中をすすめ、重化学工業化と産業部門間の不均等発展を……大規模に促進」(六七ページ)する。産業諸部門の不均等発展は、それに対応した労働力の再編成を必要とする。そこで「労

働力の流動化をおしすすめる国家独占資本主義の労働力管理体制」(六七ページ)が確立されるが、その際「産業再編成過程は同時に新しい労働力の供給源泉の開発にもつながっており」(七一ページ)、要するに自ら提出した問題に自ら解決の手段を提供する。

国家的独占の第二の機能を以上のように独占的競争促進機能と理解するとすれば、それは国家的独占の第一の機能である独占利潤保障機能の一つの限界を示すものであり、同時にその限界を打破する新たな第三の機能「労働力管理機能」の創出を示すものでもある。

ここで問題となるのは、第二、第三の機能は果して国独占に固有の機能であり、国家の介入なくしてはこれらの機能の効果と同様な効果は生じ得なかったかどうかということである。いま、第三の機能については後に検討するものとして、第二の国家的独占の競争促進機能についてみると、それは従来の私的独占体間の競争の巨大な力に著しい変更を加えたり、或は著しくそれを激化させるといふものではないように思われる。たとえば、国有企業(「国家的独占体」)はそれ自身が独占的競争の主体として私的独占体と競争関係に立つものと、すなわち「私的独占と国家的独占の競争」が行なわれるものとされているが、しかしそれは決して池上氏が言われるように、金融寡頭制のもとでは「とくに私的独占と国家的独占の競争の形をとった独占体相互の競争が普遍的に存在する」(七八ページ)、というように普遍化されるものではない。

池上氏の問題意識は、国家的独占が独占体の共同的所有のもとにありその限りで独占体の私的性格が抑制され、矛盾を一時的にせよ解決するという見解への批判という点にあったと思われる。しかし、そのためには国家的独占が独占体間の競争の矛盾を止揚し得えないことを指摘すれば足りるのであり、それ以上に国家的独占自体が独占的競争の中軸的主体であるかのように主張される必要はない。また現実にも、国有企業を金融寡頭制の「動揺の激化」をもたらず主要因とすることはできない。

次に、産業部門間の不均等発表についてみて、これが国家的独占によって促進されたことは確かであるが、しかし不均等発展は国家の促進策がなくとも、独占資本主義一般に特徴的な現象として発生するのであるから、これを国独占の特徴として把握される必要はない。

こうして、池上氏が国家的独占の第二の機能とされる独占的競争促進は、国独資に特有な現象を発生させるものではなく、独占段階一般の特徴に解消されうるものである。

さて、最後に、池上氏が「国家独占資本主義の根幹をなす」ものとされる国家的独占の第三の機能、労働力管理機能についてみよう。

国独資の労働力管理体制は次のような諸手段から構成されている。一つは、先にみたように独占的競争そのものが「合理化」を通じて労働者の労働技能をスクラップ化しひいては失業させることによって、労働者の生存競争を激化させ、賃金と労働条件を統制する手段となる。これは、いわば結果的に、間接的な労働力管理機能を果たしたのであって、管理体制の一環を自覚的に構成するものではない。しかし、独占的競争が労働力管理に「有効な手段を提供することがひとたび発見されると、金融寡頭制は積極的に私的独占と国家的独占の競争を組織することによって住民管理を实行しようとする」(七九ページ)ようになる。このように、独占的競争が労働力管理の手段として国家によって意識的に「組織」されるようになると、これは国独資の労働力管理の手段としてあらかじめ一定の政策的位置付けを与えられることになる。ただ、その作用は「合理化」を媒介にした間接的なものである。

次に、租税や通貨の増発によって労働力を管理する方法がある。租税もインフレーションも、もともと労働力管理の手段として存在するというものではない。インフレーションは国家的独占による「租税のもち出し」から生まれた財政危機への対応としてとられたものであるが、これを通じて「実質賃金や所得の切下げ、貨幣財産の減価……『強制的な』とすらいえる消費支出の拡大」(七一ページ)をもたらしことができ、したがって労働力管理の手段に転換する。また、租税、公共料金もこれを通じて労働者の賃金と財産を管理することが可能であるから、労働力管理の手段となる。

最後に、社会保障制度、教育制度、公共建物、都市交通、公衆衛生、等々は「流動化しつつある労働力にとって……切実な生存のための前提となり……これらの労働力再生産の条件を管理し統制することが、労働力管理政策の重要な一環に転化する」(六八ページ)ものとされる。

こうして、池上氏は、国独資の目標たる独占的高利潤と体制維持は究極的には、労働力管理問題に帰着するとき

れるが、この点についてまず疑問が生ずるのは、独占体にとって労働力問題が独占的高利潤獲得の最大の隘路をなすのかどうかということである。これについての明確な説明はないように思える。先にもみたように、「独占的競争のしわ寄せ」として「剰余価値生産の条件の整備」(八四ページ)が説明なしで措定されているにすぎない。しかし、一般に独占体の高利潤獲得を困難にする要因は、剰余価値の「生産の条件」にあるというよりもむしろ「実現の条件」にあるのである。賃金の高水準あるいは労働力配置の困難のために剰余価値が生産され得ないという要素は独占体にはとくに稀薄である。かりに、独占的競争によって合理化が進行する場合でも、それは「剰余価値の生産条件の整備」というよりも、コスト低下による競争力の強化を通じて「実現条件」を有利ならしめようとするところにその眼目がある。

池上氏が、国独資の独占利潤保障機能を究極的には労働力管理体制強化による剰余価値生産条件の整備、すなわち賃金抑圧および労働力流動化政策に求められることは、逆に言えば賃金の相対的高水準こそが独占利潤獲得を限界づけるものだと認識されていると論理的には受け取らざるを得ない。池上氏が賃金の高騰への対応として労働力管理の強化を想定するのでなく、独占的競争からこれを導いている点からすれば、氏の言わんとするところはコスト低下による競争力強化にあるとも受けとれる。しかし、もしそうであれば、その前提として独占体にとって「実現問題」が独占利潤獲得の大きな障害であることが認識されていなければならないが、池上氏はこれを示されていない。

こうして、池上氏の国独資論からは、独占の直面する深刻な「実現問題」は欠落し、賃金低下による剰余価値生産条件の整備に焦点があてられる。池上氏は「実現問題」から国独資に接近することを、慢性不況を想定して国独資の必然性を論ずることと同一視され、「本来、資本主義的再生産は、上部構造からの介入なしにでも、それ自身が市場を拡大して発展してゆくという法則」があるものとし、この「法則をみとめた上で、なお、国家の経済への介入の増大」を説明しなければならぬとされる。しかし、拡大再生産の一般的法則は独占段階におけるこの法則の特殊な貫徹の仕方(慢性不況にみえるほどの実現問題の困難さ)を否定しない。そうでなければ、同じ論法で、本来、資本はその蓄積欲求を阻害しない範囲内に賃金を抑制する力をもっているとも言い得ることになる。

池上氏のいわれる第三の機能・労働力管理について次に問題になるのは、金融寡頭制は国家の介入をまたなければこの問題を解決できなかったのだらうかという点である。先にみたように、労働力管理の手段は三つのグループから成るが、そのうち最も基本的なものは、独占的競争とそれによる合理化促進であり、インフレーションや社会保障等はこれを補い促進する要因にすぎない。池上氏は国家的独占による「競争の組織化」を主張され、国家の力による独占的競争の促進を国独占の重要な機能とされるが、これも先に検討したように、金融寡頭制内部の独占間の競争に大きな変化をもたらすものではないし、まして国家の介入がなければ競争↓合理化↓労働者の生存競争が発生しないというものでもない。インフレーションについても同様のことがいえる。つまり、インフレーションがなければ独占体は労働力管理ができないとか、著しく困難になるということはない。インフレーションは労働力の流動化を促進する要因にすぎない。最後の社会保障や教育等は、それ自身が労働力の流動化をつくり出すものではなく、流動化にともなうひずみの是正、労働力の保全を行なうにすぎない。

池上氏がここでいわれるような間接的な労働力管理体制は、金融寡頭制にとって、国家の介入をまたなければその目的を達成しえないという性格のものではない。したがって、金融資本と国家の癒着の最終目標とされるものでもない。

- (1) 拙稿「池上惇氏の国家独占資本主義論の一検討」(一橋論叢、八〇巻四号) 六七ページ
- (2) 池上惇『国家独占資本主義論』有斐閣、一九六五年、九〇ページ
- (3) 戸原四郎氏はこの点を「戦時経済統制を平時にも見出そうとして、池上惇教授は現代財政での国防費支出による独占利潤の保障を強調しているが……それは現代財政の特質を部分的現象によって一面的に把握すると同時に、全般的危機を軍需産業の利潤問題に矮小化する主張である」(大内力編『現代の景気と恐慌』有斐閣、一九七八年、一二四ページ)と批判されている。
- (4) 池上惇『国家独占資本主義論』有斐閣、一九六五年、八六ページ
- (5) 池上惇『日本の国家独占主義』沙文社、一九六九年
- (6) 池上惇『国家独占資本主義と独占価格』『経済論叢』(京大) 第一〇四巻第一号、一一ページ

- (7) 柿本国弘氏も、池上氏の国家的独占が、政府の経済政策一般にほかならないことを指摘している。同氏『「国家独占」と国家資本主義』『岐阜経大論集』第八卷第二号、参照
- (8) 前掲、池上惇『国家独占資本主義論』八五ページ
- (9) 同前、八三ページ
- (10) 同前八三ページ
- (11) 池上惇『現代資本主義財政論』有斐閣、一九七四年、五九ページ
- (12) 同前、五九ページ
- (13) 池上惇『国家独占資本主義論争』青木書店、一九七九年、一〇九ページ
- (14) 同前、一〇九ページ
- (15) 池上惇、前掲「国家独占資本主義と独占価格」一一ページ
- (16) 同前、一一ページ
- (17) 池上惇、前掲『現代資本主義財政論』二九七ページ
- (18) 同前、二九七ページ
- (19) 同前、二九八ページ
- (20) 同前、二九八ページ

四

池上氏の国独資論についての、筆者の前稿での検討の一つの結論は、国独資を戦争経済とみる氏の見解の背後には、独占段階における諸矛盾を主として上部構造とのかかわりで把握し、独占的資本蓄積とその経済的矛盾を充分把握されない、という氏の国独資論の方法上の問題が存在するということであった。

本稿で検討の対象とした池上氏の国独資論は、一方では、戦時統制経済を国独資の本来の姿と主張される点では従来の氏の見解の延長上にありながら、他方では、事実上国独資は戦時・平時を問わず等質のものとして一般化すると考えられており、従来の見解との間に差異をみせている。この、氏の議論の展開の基軸となったのが、国家的

独占である。氏は国家的独占の連鎖と総体として国独資を把握される。しかし、その体系は、基本的には戦時統制経済の形式を一般化したものにはかならず、ここでも独占的資本蓄積の直面する経済的諸矛盾は把握されない。形式として戦時統制経済の枠組みを踏襲され、機能については独占体の経済的諸矛盾の分析を欠如したまま議論が展開されたところに氏の国独資論への疑問が生まれる原因がある。

以上では池上氏の所論に対する筆者の率直な疑問を述べてきたが、氏の豊富な現実認識と実践的態度から多くのものを学んだことを最後に付記し感謝する次第である。